

セルフエステサロン「エスプラ」の「施設利用規程」および「マシン使用規約」の申入れ等と回答

当機構からの申入等の趣旨（改定前の条項）	L e a d(株)からの回答（改定後の条項）
<p>【申入①】 施設利用規程第10条2項全文、及び3項における下線部分の削除を求めます。</p> <p>第10条（施設利用上の注意事項） 2. マシン使用中に携帯電話やiPad等電子機器その他の所持品の故障があった場合、当サロンでは一切責任を負いません。 3. 貴重品はお客様ご自身で管理してください。<u>盗難・紛失等があった場合、当サロンは一切責任を負いません。</u></p>	<p>下記のとおり修正します。</p> <p>第10条（施設利用上の注意事項） 2. マシン使用中に携帯電話やiPad等電子機器その他の所持品の故障があった場合、当サロンに故意過失がある場合を除いて、当サロンでは一切責任を負いかねます。 3. 貴重品はお客様ご自身で管理してください。盗難・紛失等があった場合、当サロンに故意過失がある場合を除いて、当サロンでは一切責任を負いかねます。</p>
<p>【申入②】 施設利用規程15条における下線部分の削除を求めます。</p> <p>第15条（遅延損害金） 会員は、当社に対し、会費、その他諸費用について各期日までの支払を怠った場合には、各支払日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金及び1件あたり<u>1,080円の手数料、督促状1通につき324円（税込）の郵送料</u>の支払義務を負うこととなります。</p>	<p>下線部分を削除します。</p>
<p>【申入③】 施設利用規程第20条3項、第23条、第27条2項における、それぞれの下線部分の削除を求めます。 併せて、「合理的な範囲の損害」を「相当因果関係の範囲における損害」と訂正することを要請します。</p> <p>第20条（諸規則遵守） 3. マシンの使用に伴うトラブルその他の事</p>	<p>下線部分を削除し、併せて、「合理的な範囲の損害」を「相当因果関係の範囲における損害」と訂正します。</p>

<p>故並びに混雑時による利用遅延等に関し、会員は、当社に対し、<u>当社に故意又は重過失がある場合には、合理的な範囲の損害について、損害賠償を請求することができます。</u></p> <p>第23条（当社の免責） 会員は、本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし当社は本施設内で発生した盗難・傷害その他の事故については、<u>当社に故意又は重過失がある場合には、合理的な範囲の損害について、損害賠償を請求することができます。</u></p> <p>第27条（閉鎖又は利用制限） 2. 前項の場合、会員は、<u>当社に故意又は重過失がある場合には、合理的な範囲の損害について、損害賠償を請求することができます。</u></p>	
<p>【申入④】 施設利用規程第24条における下線部分の削除を求めます。</p> <p>第24条（会員の責任） 会員が本施設の利用に関して、当社、他の会員、第三者に損害を与えたときは、その賠償をしていただきます。<u>また、会員が同伴もしくは紹介したビジターについては、同伴した会員が連帯して責を負うものとします。</u></p>	<p>下線部分を削除します。</p>
<p>【申入⑤】 マシン使用規約 3.（3）における下線部分、及び（10）の削除を求めます。</p> <p>3. 使用上の注意事項 <input type="checkbox"/> ブライダルや海外旅行等の特別なイベントを7日以内に控えている方は利用、施術により肌トラブルが生じる恐れがあります。具体的には腫れやむくみ、毛穴の赤みなどの症例がございます。そのようなリスクを十分に理</p>	<p>下記のとおり修正します。</p> <p>3. 使用上の注意事項 <input type="checkbox"/> ブライダルや海外旅行等の特別なイベントを7日以内に控えている方は利用、施術により肌トラブルが生じる恐れがあります。具体的には腫れやむくみ、毛穴の赤みなどの症例がございます。そのようなリスクを十分に</p>

<p>解し納得した上で施術をお願い致します。<u>万が一症例が発症した場合でも当サロンは一切責任をお取りできません。</u></p> <p>□万が一、マシンの故障であっても火傷や皮膚のトラブルなどの事故が発生した場合には、当サロンは一切責任をおとりできません。</p>	<p>理解し納得した上で施術をお願い致します。<u>万が一症例が発症した場合でも当サロンに故意または過失がある場合を除いて、当サロンでは一切責任をお取りできません。</u></p> <p>□万が一、マシンの故障であっても火傷や皮膚のトラブルなどの事故が発生した場合には、<u>当サロンに故意・過失がある場合を除いて、当サロンは一切責任をお取りできません。</u></p>
<p>【申入⑥】</p> <p>マシン使用規約 5.における下線部分の削除を求めます。</p> <p>5. 使用後の異常が続く場合</p> <p>□本施設のマシンを利用したことに起因して皮膚かぶれ等の異常が生じたことが、当該マシン利用日から10日以内に受診して作成された診断書によって確認できる場合には、同診断書をご提出いただくことを条件として、退会することが可能です(診断書の提出及び退会届の提出が10日までに確認できる場合にはその月の末日に退会できます)。この場合、退会月後の会費は発生いたしません。<u>以上の注意を守らずにマシンを使用して、皮膚トラブルや当サロンで各種事故が発生した場合には、当サロンは一切責任をおとりできません。</u></p> <p>今後、当サロンが導入するすべてのマシンについて、スタッフの説明、説明動画、説明資料に記載された使用上の注意を守らずに各種事故が起こった場合も当サロンは一切責任をおとりできません。</p>	<p>下記のとおり修正します。</p> <p>5. 使用後の異常が続く場合</p> <p>□マシン使用后、気分や身体的な違和感、皮膚に対して違和感がある場合は施術日を含む3日以内に、当サロンまでご連絡下さいませ。施術日を含む3日以内にご連絡がない場合、施術に起因するものか判断が困難となるため責任を負いかねる場合がございます。</p> <p>本施設のマシンを利用したことに起因して皮膚かぶれ等の異常が生じたことが、当該マシン利用日から10日以内に受診して作成された診断書によって確認できる場合には、同診断書をご提出いただくことを条件として、退会することが可能です(診断書の提出及び退会届の提出が10日までに確認できる場合にはその月の末日に退会できます)。この場合、退会月後の会費は発生いたしません。</p> <p>以上の注意を守らずにマシンを使用して、皮膚トラブルや当サロンで各種事故が発生した場合には、10日以内に診断書を持ってくる方法以外の方法で本施設マシンを利用したことを起因して異常が発生することが証明することができた場合以外は当サロンは一切責任をお取りできません。</p> <p>また、今後、当サロンが導入するすべてのマシン</p>

	<p>ンについて、スタッフの説明、説明動画、説明資料に記載された使用上の注意を守らずに各種事故が起こった場合も当サロンに故意・過失がある場合を除いて、当サロンは一切責任をお取りできません。</p>
<p>【要請】 施設利用規程 3 1 条記載の告知方法については、少なくとも重要な告知事項は、郵便等個別通知を検討してください。</p> <p>第 3 1 条（告知方法） 本規程における会員への告知方法は、本施設内への掲示と当社のホームページへの掲示とします。</p>	<p>下記のとおり修正します。</p> <p>第 3 1 条（告知方法） 本規程における会員への告知方法は、本施設内への掲示と当社のホームページへの掲示、その他 SNS での発信、LINE 等のメッセージアプリでの告知とします。</p>
<p>【問合せ】 施設利用規程 2 5 条 2 項につき、会員へ告知期間を改訂月の 1 か月前とする根拠をご回答ください。</p> <p>第 2 5 条（諸料金の変更） 2. 当社は入会金・会費・利用料を改定する場合には、改訂月の一ヶ月前までに会員に告知します。</p>	<p>下記のとおり修正します。</p> <p>第 2 5 条（諸料金の変更） 2. 当社は入会金・会費・利用料を改定する場合には、改訂月 2 ヶ月前までに会員に告知します。</p>